





平成30年度 浄水水質検査結果(原)

採取場所(原 集会所)		原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所	原集会所
採取日		4月19日	5月07日	6月05日	7月12日	8月23日	9月05日	10月03日	11月08日	12月04日	1月07日	2月04日	3月06日	
水温		15	19	25	26	31	28	22	17	15	8	8	11	
残留塩素		0.10	0.10	0.10	0.10	0.50	0.10	0.30	0.30	0.50	0.60	0.20	0.50	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2	大腸菌	検出されないこと												
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	110	93	130	130	130	73	140	130	54	79	83	120
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。	140						170			110		
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。	390						450			270		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48	味	異常でないこと。												
49	臭気	異常でないこと。												
50	色度	5度以下であること。												
51	濁度	2度以下であること。												

平成30年度 浄水水質検査結果(宇谷)

採取場所 (宇谷 集会所)		宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所	宇谷集会所
採取日		4月19日	5月07日	6月05日	7月12日	8月23日	9月05日	10月03日	11月08日	12月04日	1月07日	2月04日	3月06日	
水温		16	16	25	21	22	28	18	15	15	10	8	12	
残留塩素		0.30	0.20	0.20	0.30	0.30	0.20	0.20	0.40	0.50	0.50	0.30	0.40	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2	大腸菌	検出されないこと												
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。												
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48	味	異常でないこと。												
49	臭気	異常でないこと。												
50	色度	5度以下であること。												
51	濁度	2度以下であること。												

平成30年度 浄水水質検査結果(筒地)

採取場所 (筒地 公民館)		筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館	筒地公民館
採取日		4月19日	5月07日	6月05日	7月12日	8月23日	9月05日	10月03日	11月08日	12月04日	1月07日	2月04日	3月06日	
水温		15	16	19	21	25	24	20	17	15	9	9	11	
残留塩素		0.50	0.40	0.60	0.50	0.30	0.50	0.60	0.70	0.60	0.60	0.50	0.70	
検査項目	水質基準	検査結果												
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。												
2	大腸菌	検出されないこと												
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。												
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。												
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。												
48	味	異常でないこと。												
49	臭気	異常でないこと。												
50	色度	5度以下であること。												
51	濁度	2度以下であること。												

平成30年度 原水水質検査(全項目)結果表

採取場所(水源地)		小浜水源地	石脇第1水源地	石脇第2水源地	石脇第3水源地	原第1水源地	原第2水源地	宇谷水源地	筒地水源地	
採取日		8月28日	7月10日	7月10日	5月08日	5月08日	5月08日	7月10日	8月28日	
前日天候		晴	晴	晴	雨	雨	雨	晴	晴	
当日天候		曇	晴	晴	曇	曇	曇	晴	曇	
気温		24.5	30	30	14	14	14	23.5	24.5	
水温		19	18	19	15.5	16.5	17	17	18	
検査項目	参考:浄水水質基準(※原水においては基準なし)	検査結果								
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0	0	8	7	1	0	0	2	
2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.005	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。	0.1	0.4	0.1 未満	0.6	0.7	0.4	2.1	0.7	
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。	0.08 未満	0.11	0.17	0.08未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満	0.1	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	0.04mg/l以下であること。	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。									
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。									
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。									
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。									
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。									
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。									
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。									
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。									
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。									
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。									
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。									
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.3	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.03 未満	0.03 未満	0.04	0.25	0.03 未満	0.14	0.03 未満	0.03 未満	
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。	39	45	52	12	49	17	17	10	
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.009	0.005 未満	0.005 未満	0.007	0.005 未満	0.005 未満	
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	160	120	83	17	140	39	27	17	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。	200	160	120	45	170	80	61	33	
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。	470	410	320	120	460	190	150	95	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.8	8.0	8.0	7.1	7.4	8.0	6.8	6.2	
48 味	異常でないこと。	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
49 臭気	異常でないこと。	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
50 色度	5度以下であること。	1 未満	1 未満	1 未満	3度	1度未満	3度	1度未満	1度未満	
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.7	0.5 未満	0.7	0.5 未満	0.5 未満	

